

# 自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

## 安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。  
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上  
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く)  
は1台を0.5台として計算

## 安全運転管理者の業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

## 安全運転管理者の届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和5年  
12月より

# 安全運転管理者による アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が 「義務化」されます。

令和4年  
4月1日施行



**運転前後の運転者の状態を目視等で確認** することにより、  
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、  
**記録を1年間保存** すること

令和5年  
12月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、  
**アルコール検知器※を用いて行う** こと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、  
都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。